

自動車リサイクル法に係る
事前計画書（解体業）の作成の手引

東京都環境局

令和3年5月

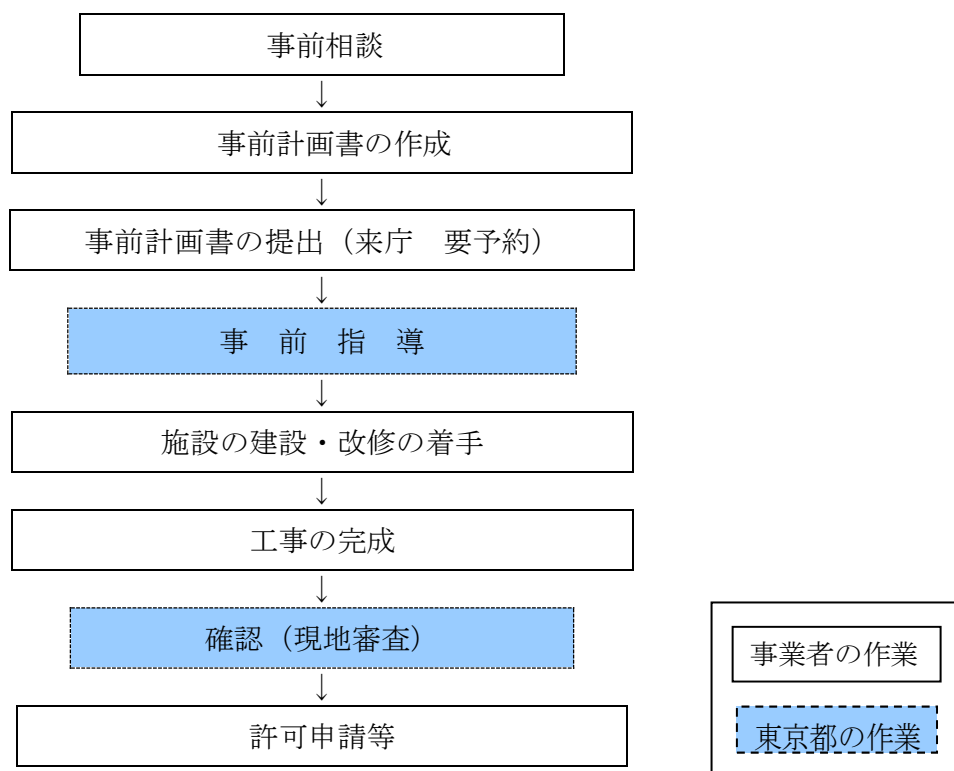
1 事前計画書の目的

事前計画書の提出は、事業の用に供する施設が許可基準に照らし妥当かどうかを許可申請に先立ち確認することにより、その後の手続を円滑にし、適切な事業の展開を確保することを目的としています。

この事前計画書（解体業）作成の手引は、自動車リサイクル法に基づく解体業の新規許可申請、更新許可申請及び変更届（施設の拡張、移転、設備配置の大幅な変更のものに限る）に係る事前計画の手続を説明するものです。

2 事前計画の手続の流れ

事前計画書を提出していただき、施設の建設計画・改修計画が基準に適合していることを確認させていただきます。その後、施設の建設・改修等の工事に着手してください。工事の完成後、施設が計画書どおりであることを東京都が確認（現地審査）した後、許可申請書等を提出してください。



3 事前計画書の提出時期・有効期間

- 新規許可又は変更届に係る事前計画書の提出は、事業の計画が具体的となり、施設の図面等が作成できた段階で提出してください。
- 更新許可に係る事前計画は、施設の現状についての図面や写真を添付して作成してください（必要な場合、施設の補修・改修の計画について作成してください）。提出時期は更新許可申請する6ヶ月より前から受け付けできます。更新時期は混雑が予想されますので、早めの提出をお願いします。
- 事前計画書の有効期限は提出から6ヶ月です。提出から6ヶ月以内に許可申請等を行ってください。ただし、施設建設等に相当期間を要し、期限内に許可申請ができない場合は建設工事

の工程表を提出し、今後の予定を明記してください。事前計画提出後、なんら連絡もなく期限が過ぎた場合、前計画書は失効します。その場合は、許可申請に先立ち再度事前計画書の提出をしてください。

4 提出方法

- 事前計画書の提出は予約制で行っています。下記の提出先に連絡の上、来訪ください。
- 提出先

【23区の区域・島しょの区域】

東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 自動車リサイクル担当
電話03-5388-3571(直通)

【多摩の区域（八王子市、町田市を除く。）※】

東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当
電話042-528-2693(直通)

※八王子市又は町田市内で解体業を営む場合は、各市役所にお問合せください。

八王子市：八王子市役所廃棄物対策課 (電話) 042-620-7458
町田市：町田市役所資源循環課 (電話) 042-797-2733

- 事前計画は施設ごとに必要になります。施設が複数ある場合は施設ごとに（第1工場、第2工場、保管場所のように所在地が異なる事業所等の単位ごとに）作成してください。

5 提出書類一覧

提出書類	様式
◎ 解体業事前計画書	(表紙)
共通書類 (1) 事業概要等 (2) 事業所案内図(住宅地図・用途地域に関する図面) (3) 施設の周辺図・写真 (4) 施設に関する図面等 (5) 公害の防止等に関する説明書 (6) 標準作業書の概要 (7) 関係法令についての書類 業別様式 (8) 施設の許可基準への対応状況(解体業)	共通様式 1 共通様式 2 共通様式 3 共通様式 4、5 共通様式 6 添付書類 添付書類 様式一解0～解5
※ 新たに施設を新設又は増設等行う場合、事業開始に対する周辺住民の理解について説明する資料を求めることがあります。	

※ 正副2部提出してください(副本は、正本のコピーでかまいません)。

6 提出書類の記載方法

(1) 事業概要等（共通様式1）

解体業に関する事業について具体的に記載してください。

(2) 事業所案内図（案内図・用途地域に関する図面）（共通様式2）

申請された施設について、幹線道路・鉄道・その他目印、用途地域等を記載したもの（以下「施設の案内図等」という。）。なお、用途地域については「施設の案内図等」を複写し、当該案内図を用途地域ごとに色分けして添付してください。

(3) 施設の周辺図（住宅地図等）（共通様式3）

申請する施設の周辺状況が確認できる地図を添付してください。

(4) 施設に関する図面等（共通様式4、5）

① 処理フロー（解体業の処理の流れ）（共通様式4）

○ 使用済自動車等解体の実際の手順をフロー図にしてください。

② 施設配置図（共通様式5）

○ 使用済自動車及び解体自動車の保管場所、燃料抜取場所、解体作業場、解体部品の保管施設の配置図を示してください。

○ 配置図の上で作業の流れを矢印「→」で表示するなどにより、前記①の処理フローの代わりとすることも可能です。

(5) 公害等の防止に関する説明書（共通様式6）

生活環境保全上の措置項目については、発生する恐れのある場所及び作業等について明示するとともに、その対策について整理してください。

(6) 標準作業書の概要（添付書類）

標準作業書の概要を記入してください。既に標準作業書が出来ている場合、その全文を添付することでこれに替えることも出来ます。

※平成24年2月1日付自動車リサイクル法施行規則の改正により、通常の鉛蓄電池のほか、ハイブリッド車（リチウムイオン電池及びニッケル・水素電池）の回収・保管・処理について追記が必要になっています。

(7) 関係法令についての書類（添付書類）

次に掲げる法令の許可書の写し、又は申請書等の副本の写し（下記担当部署の受理印の押印されたもの。手続が完了していない場合、手続が不要であった場合は、担当部署・担当者・検討内容等の記載された議事録で可。）。

① 東京都環境確保条例に関する書類

- ・区、市：施設を建設する場所を管轄する、区・市の環境担当部署
- ・多摩地域の町村部：東京都多摩環境事務所環境改善課
- ・島しょ地域の町村部：東京都環境局環境改善部大気保全課

東京都環境局自然環境部水環境課

② 都市計画法、建築基準法に関する書類

- ・東京都都市整備局
- ・施設を建設する場所を管轄する、区・市の建築担当部署

③消防法等に関する書類

- ・施設を建設する場所を管轄する、消防署の担当部署

④その他必要な書類

(8) 施設の許可基準への対応状況(解体業) (様式一解0～解5)

① 様式一解0①

○「施設の種類」の欄に掲げる施設の有無について記入してください(ただし、解体作業場の外にそれらの施設を設けている場合のみ「有」としてください。)

例： 解体作業場の中で燃料を抜き取る場合・・・燃料抜き取り場所「無」
 解体作業場と同じ敷地内ではあるが、別の場所で燃料を抜き取る場合
 ……燃料抜き取り場所「有」

○施設の有無「有」の施設についてのみ「設備」「仕様」の欄を記入してください。

○「変更の有無」の欄は、更新許可又は変更届の事前計画書の場合のみ記入してください(新規の場合は記入しないで下さい)。施設に係る設備の変更の有無を、前回の許可の時から、変更する設備について「変更あり」を、変更しない設備については「変更無」を記入してください。

② 様式一解0②(写真撮影箇所)

○施設配置図に写真撮影箇所を明記して下さい。施設周辺(AからD)、許可の標識(①：必須)、出入口(②：必須)。

○様式一解0①の「施設の有無」の欄で「有」とした施設の設備について、③～の番号で撮影箇所を図面上明記して下さい。

③ 様式一解0③(写真)

様式一解0②に撮影箇所を示した写真を貼付して下さい。

④ 様式一解1～様式一解5

様式一解1～様式一解5は、様式一解0①の「施設の有無」の欄で「有」の施設について記入してください。なお、施設についての設備に変更が無い場合は省略することができます。

作成については記入例をご参照ください。

※ ここでは事業を行うための場所を「施設」といい、「施設」を構成する工作物等を「設備」といいます。

(例) 保管場所(施設)の舗装やフェンス(設備)
 解体作業場(施設)の排水溝や屋根(設備)

解体業・破碎業 事前計画書

東京都知事 殿

※申請者※

郵便番号 123-4567
 住所 東京都〇〇区◇◇町1-2-3
 氏名・名称 〇〇株式会社
 代表者氏名 代表取締役 東京 太郎
 電話番号 03-*****
 FAX番号 03-*****

業の区分	解体業 破碎業（プレス、せん断、破碎）
申請の区分	新規許可 更新許可 変更許可 変更届
事業所等の所在地	(事業所の所在地) 東京都〇〇区◇◇町1-2-3
	(事業所以外での保管場所の所在地) なし
所在地の用途地域	準工業地域
引取る使用済自動車等	(解体業)：使用済自動車 解体自動車 (破碎業)：解体自動車 其他 ()
担当者	

■ 事業概要等

<p>事業概要</p>	<p>1 引取業者、フロン回収業者から使用済自動車（乗用車）を引き取る。 2 使用済自動車（廃車）から部品取り ・ドアやフェンダーのような外装部品を取り外す ・エンジンやトランスミッションのような部品などを解体 3 中古部品、鉄スクラップとして販売 4 使用済自動車引取台数〇〇台／年 5 解体自動車引渡台数〇〇台／年</p>	
<p>主な引取先 ※ 主要な事業者の名称、所在地をご記入ください。</p>	<p>(名 称) (有) 東京引取自動車</p>	<p>(所在地) 東京都〇〇市◇◇町 1-2-3</p>
	<p>(名 称) (有) 新宿フロン回収自動車</p>	<p>(所在地) 東京都◇◇市△△町 4-5-6</p>
<p>主な引渡し先 ※ 主要な事業者の名称、所在地をご記入ください。</p>	<p>(名 称) (有) 東京引渡自動車破碎工業</p>	<p>(所在地) 東京都■市△△町 1-2-3</p>
	<p>(名 称) (有) 東京引渡自動車解体工業</p>	<p>(所在地) 東京都△△市××町 4-5-6</p>
<p>廃棄物の種類と処分先 (廃棄物の種類例) ◇ 解体業 鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液、蛍光管、廃車ガラ、廃部品等 ◇ 破碎業 解体自動車（全部利用者引渡し）、シュレッダーダスト等</p>	<p>廃棄物の種類</p>	<p>名 称</p>
		<p>所在地</p>
	<p>廃油、廃液</p>	<p>(名 称) (有) 東京廃液工業 (所在地) 東京都〇〇市△△町 1-2-3</p>
	<p>蛍光管</p>	<p>(名 称) (有) 東京蛍光工業 (所在地) 東京都〇〇市△△町 4-5-6</p>
	<p>廃タイヤ</p>	<p>(名 称) (有) 東京廃タイヤ工業 (所在地) 東京都〇〇市△△町 7-8-9</p>
	<p>解体自動車（廃車ガラ）</p>	<p>(名 称) (有) 東京破碎工業 (所在地) 東京都〇〇市△△町 10-11-12</p>

備考：本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

■ 事業所位置 (施設の案内図・用途地域に関する図面)

【施設の案内図・用途地域図】

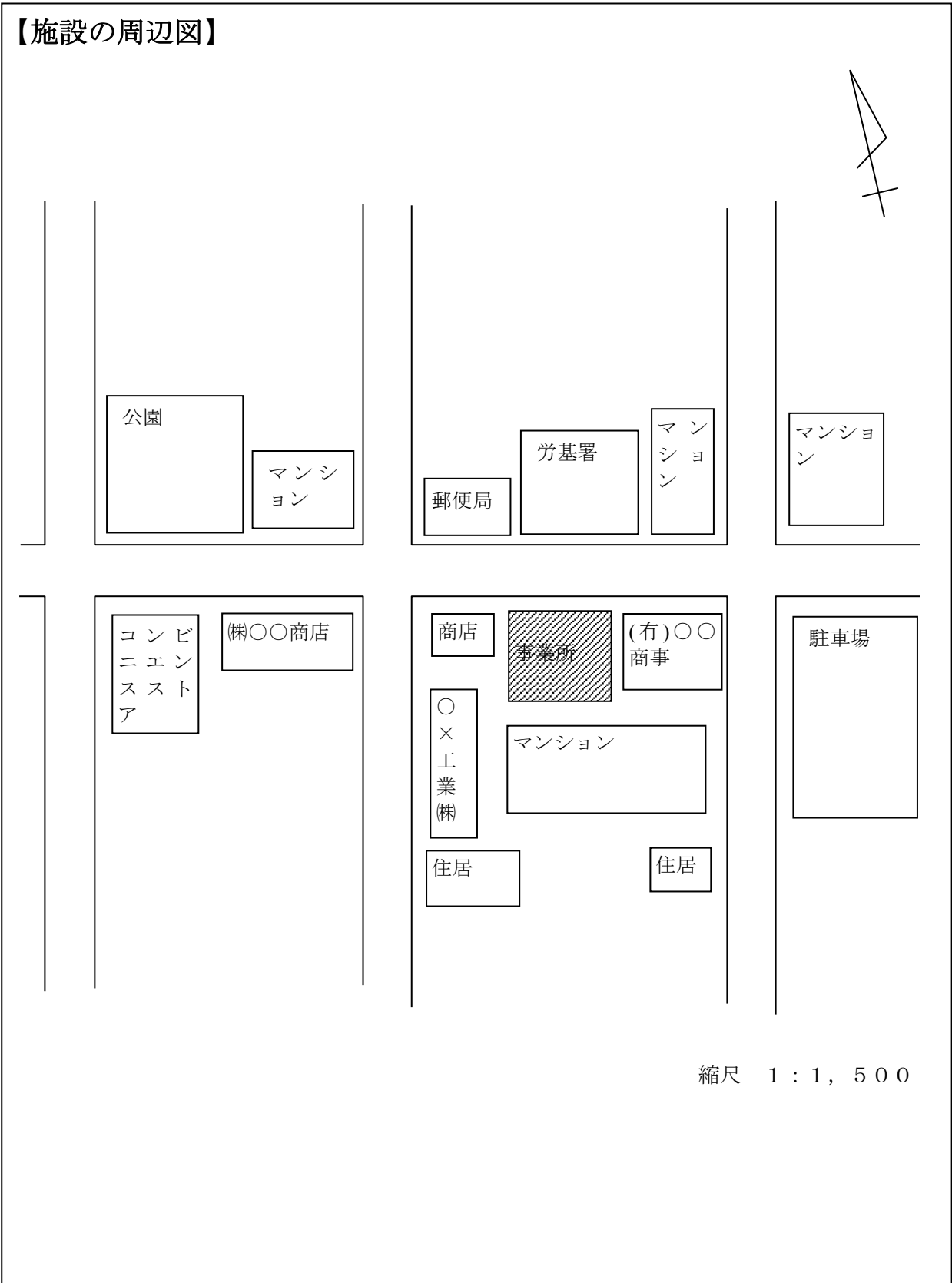


- | | |
|--|--|
|  国道 |  商業地域 |
|  都道 |  準工業地域 |
|  施設等 |  一低層 住宅
専用地域 |
|  交差点名 | |
|  信号 | |

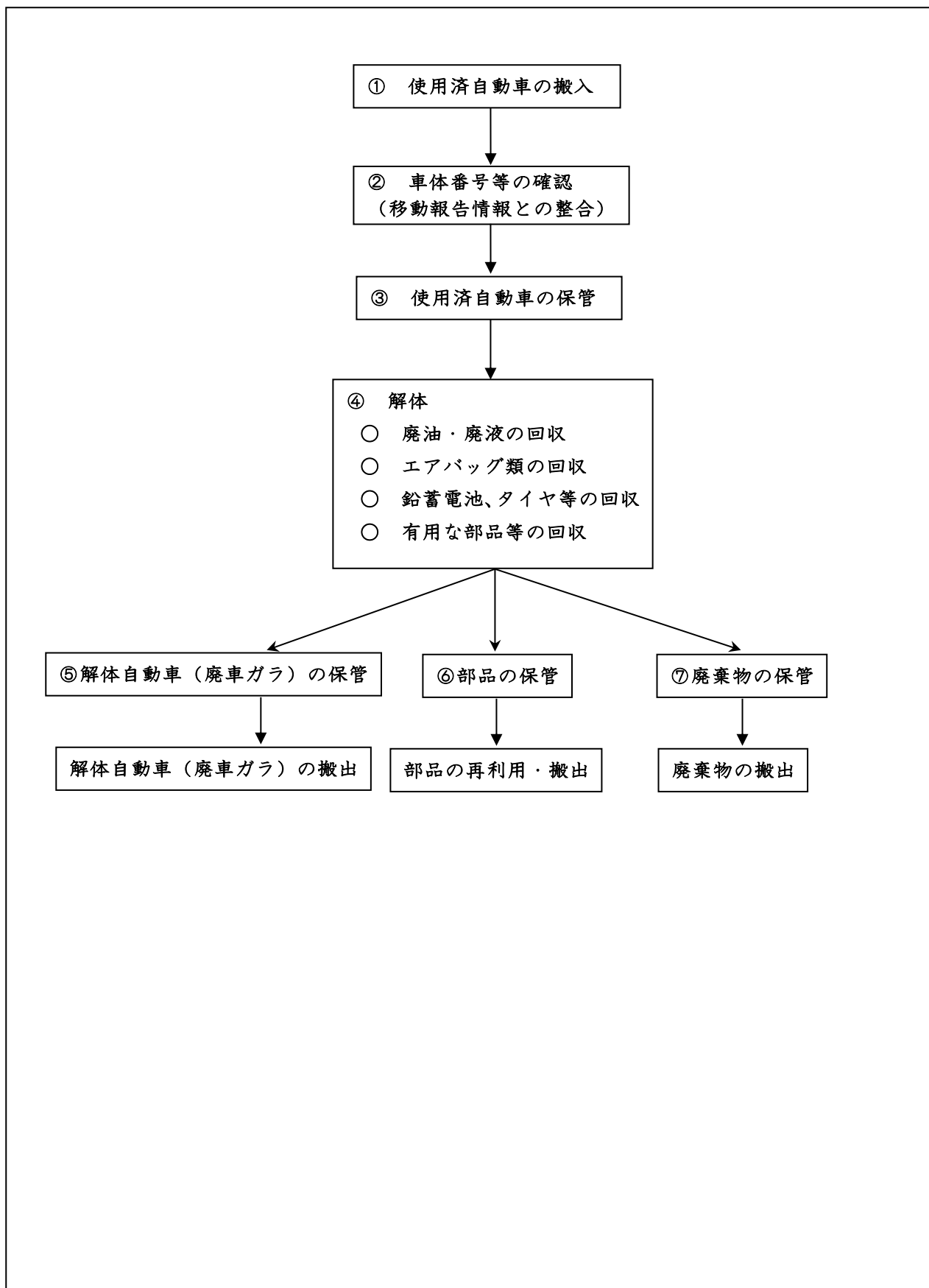
■ 事業所周辺図

1 / 3

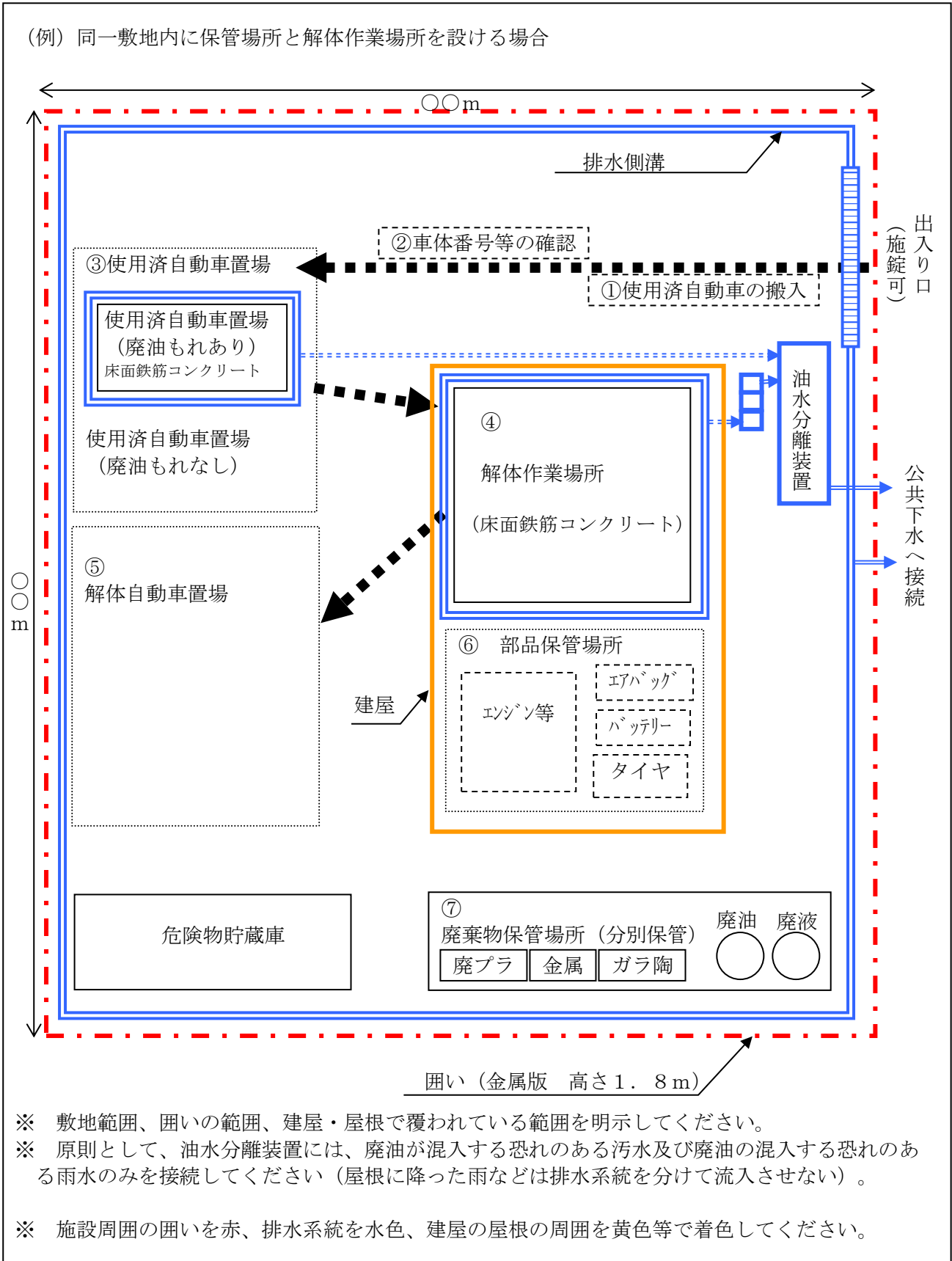
【施設の周辺図】



■ 処理フロー（解体業処理の流れ）



■ 施設配置 (事業所内施設配置図)



■ 公害等の防止に関する説明書

	公害等の発生するおそれのある場所 及び作業		対策概要
	場所		
粉じん			
悪臭	・油水分離装置・解体作業場		・廃油・汚泥は〇回/月清掃。 ・廃油等がこぼれた場合布等で速やかに拭き取る。
振動			
騒音			

備考：・公害等の発生防止対策を講じている場合、その場所、対策概要等を記載して下さい。
 ・写真、図面等を添付してください。
 ・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

標準作業書の記載事項 ※

<p>(1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保管は、囲いから30cm離れた場所から行い、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段積み高さ3mまで、その内側では3段積み高さ4.5mまでとする。 ○ 使用済自動車の最大保管量は〇〇台とする。 ○ 積み重ねる場合は、それぞれの自動車の重心がほぼ重なるよう、整然と行う。
<p>(2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法</p>	<p>各種オイルの回収は、車両の下に受け皿及び回収容器を置き、回収するオイルのドレンボルトを緩め、自然落下等によりオイルを抜き取る。ウォッシャー液、冷却液(LLC)の回収は、それらのタンクの下に受け皿及び回収容器を置き、ドレンボルトを緩め、自然落下等により抜き取る</p>
<p>(3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む)</p>	<p>①バッテリー(鉛蓄電池)の回収・保管 専用コンテナに入れ保管し、〇〇の数量に達したら業者(〇〇)を呼び、売却する。</p> <p>②廃タイヤの回収・保管・処理 ○ 廃タイヤをインパクトレンチ等で取り外し、廃タイヤ保管場所で保管し、〇〇数量に達したら産業廃棄物処理業者へ処理委託する。 ○ 利用可能なタイヤについては、顧客等に販売する。</p> <p>③エアバッグ類の回収・保管・処理 <回収の場合> ○ すべてのエアバッグ類について「引取基準」に従い、インフレーターを回収する。 ○ エアバッグ類を引渡した時は、3日以内に電子マニフェスト報告を行う。 <車上作動処理の場合> ○ 自動車メーカーからの委託内容に沿って処理する。 ○ 車上作動処理は建物内で行い、音が漏れないように配慮する。</p> <p>④有用部品等の回収 ○バンパー、ボンネット、室内パネル、シート、ライト、エンジン、ミッション、足回り等を手作業又はニブラ等の重機により取り外す。又は、部品購入の依頼があれば、当社の監督の下、顧客が取り外し販売する。 ○ 大型バス等の場合は室内照明用蛍光灯を取り外し産業廃棄物として適正に処理する。</p> <p>⑤その他 車載用LPGボンベは取外し、処理業者に引渡す。</p>
<p>(4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 槽の上には、物を置かない。 ○ 各槽に吸着マットを浮かべ、浮遊油を除去する。 ○ 毎日、各槽の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態をチェックする。 ○ 最終槽に油膜が見られる場合には、全ての吸着マットを交換し、必要に応じてひしゃく等で廃油を専用のドラム缶に回収する。 ○ 廃油、汚泥は、月に1回引き抜き、〇〇清掃(株)に処理を委託する。 ○ 1日の作業が終了した後、ためますに設置した燃料回収容器から専用のドラム缶に移しかえる。

<p>(5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く)の処理の方法</p>	<p>廃油、廃液、汚泥は、ドラム缶に保管し、産業廃棄物処理業の許可を持つ〇〇清掃(株)(許可番号……………)に処理を委託し、引渡す都度、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を発行する。</p>
<p>(6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法</p>	<p>回収された有用部品は、専用コンテナ等に入れ、保管場所に搬送し保管する。注文に応じて販売するが、棚卸しでデッドストックとなった部品は、スクラップ又は産業廃棄物として適正に処理する。</p>
<p>(7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法</p>	<p>自社車両(セルフローダー4t積み、〇〇あ〇〇〇〇)を使用し運搬する。使用車両は以下のとおり。運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。</p>
<p>(8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法</p>	<p>次のとおり、保守点検箇所・チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画に基づき、保守点検を実施する。</p>
<p>(9) 火災予防上の措置</p>	<p>①危険物への対応 〇回収した燃料等(ガソリン、軽油、廃油)は消防法や関係条例に従い、貯蔵取扱いを行う。</p>

※ 標準作業書が既に作成されている場合は、ここに概要を記入する代わりに、「別添標準作業書のとおり」とし、その全文の写しを添付することでも可能です。

施設の種類		有無	所在地	用途地域	敷地面積
事業所内	解体作業場	有・無	〇〇市 △町 □一□	準工業地域	4550 m ²
	保管場所など	有・無			
事業所以外の保管場所		有・無			

施設の種類	施設の有無	対象	対応	仕様	変更の有無	詳細
保管場所 (使用済自動車及び解体自動車)	解体作業場以外に 有・無	イ 囲い	<input type="checkbox"/> ネットフェンス ■ 鋼板 <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> その他()	高さ 2m 施錠 (可)・不可	変更無	様式一解1
		イ 範囲の明示	<input type="checkbox"/> カラーコーンの設置 ■ ラインの敷設 <input type="checkbox"/> その他()	保管面積・保管高 (62 m ² 、4.5m)	変更無	様式一解1
保管場所 (使用済自動車で廃油の流出するおそれのあるもの)	解体作業場以外に 有・無	ロ (1) 床面	■ 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 無筋コンクリート + 鉄板 <input type="checkbox"/> その他()	コンクリート厚 15 cm 鉄板厚 cm	変更無	様式一解2
		ロ (2) 油水分離装置	■ 油水分離装置 ・当該場所からの汚水(雨水)を対象 ※当該場所: 62 m ² <input type="checkbox"/> 事業所全体からの雨水を対象	容量 37000、4 槽	変更無	様式一解2
燃料抜き取り場所	解体作業場以外に 有・無	ハ (1) 床面	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 無筋コンクリート+鉄板 <input type="checkbox"/> その他()	コンクリート厚 cm 鉄板厚 cm		様式一解3
		ハ (2) たためます	<input type="checkbox"/> たためます <input type="checkbox"/> 油水分離装置	容量 m3 槽		様式一解3
解体作業場	有・無	ニ (1) 廃油回収装置	<input type="checkbox"/> 回収装置 ■ その他(標準作業書のとおり)	型式	変更無	様式一解4①
		ニ (2) 床面	■ 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 無筋コンクリート+鉄板 <input type="checkbox"/> その他()	コンクリート厚 15cm 鉄板厚 cm	変更無	様式一解4①
		ニ (3) 油水分離装置	■ 油水分離装置 ・当該場所からの汚水を対象 ・事業所全体からの汚水、雨水を対象 <input type="checkbox"/> その他()	容量 1000、3 槽	変更無	様式一解4②
		ニ (4) 屋根・覆い等	■ 屋根 <input type="checkbox"/> 覆い <input type="checkbox"/> 油水分離装置(屋根がない場合) ・当該場所からの雨水を対象 ・事業所全体からの雨水を対象	屋根・覆い (スレート) 油水分離 (容量 m3 槽)	変更無	様式一解4③
保管場所 (取外した部品で廃油の流出するおそれのあるもの)	解体作業場以外に 有・無	ホ (1) 床面	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート	コンクリート厚 cm 鉄板厚 cm		様式一解5
		ホ (2) 屋根・覆い等	<input type="checkbox"/> 根 <input type="checkbox"/> 覆い	屋根・覆い ...		様式一解5

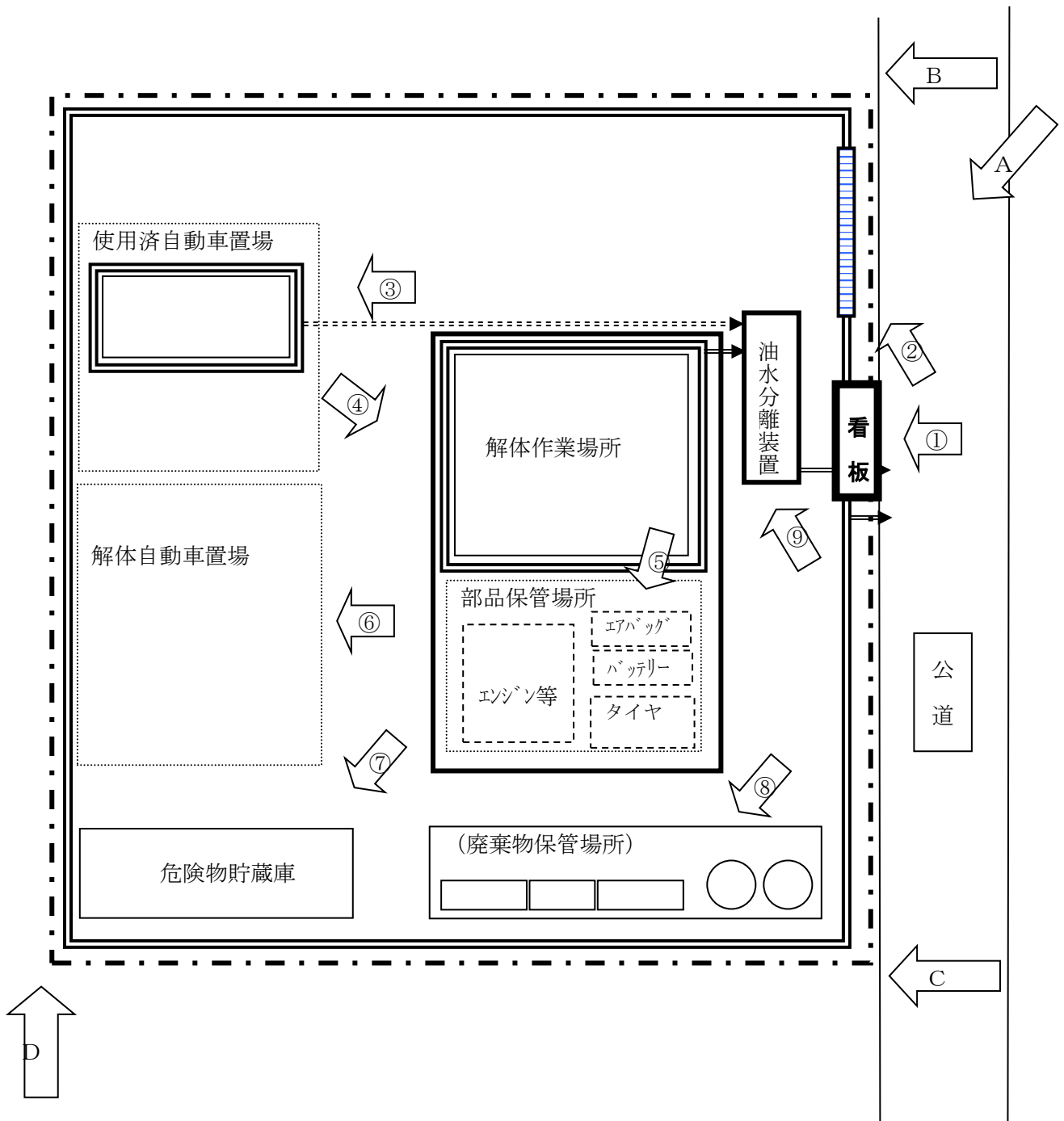
※ 該当する施設が複数ある場合、欄を増やして全ての施設について記入してください。なお、施設が複数の敷地にまたがって複数存在する場合、敷地ごとに事前計画を別個に作成してください。

※ 施設の有無の欄は該当する施設がある場合に有を、ない場合に無を記入してください。「有」の場合のみご記入下さい。

※ 変更の有無の欄は、更新許可において前回(5年前)の許可以降に施設に変更がある場合に「変更あり」を、変更がない場合は「変更無」を記入してください。「変更無」の場合は、該当する詳細の様式を省略することができます。

※ 対応、仕様の欄は、該当する対応内容に■印を付け、仕様を記入してください。

■ 施設の写真撮影箇所



施設配置図に矢印で、写真撮影箇所を示して下さい。

A～D：施設周辺の写真。

A：前面全景、B～D：施設周囲

①～⑨：施設の配置写真

更新許可等の場合で、既に施設が完成している場合は、以下の各施設の写真。①看板（許可標識）、②出入口、③④⑤・・・様式一解0で「施設の有無」の欄で「あり」とした各設備等（保管場所、作業場、排水施設など）。

記入例

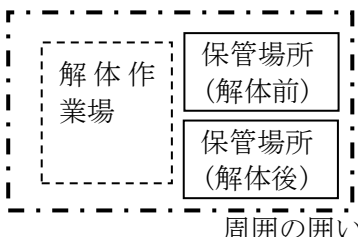
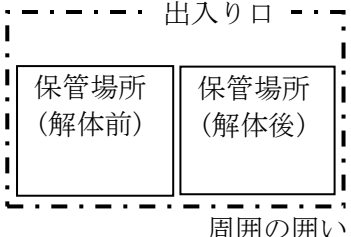
様式一解0③

■ 施設の写真

A (正面全景)

B (周辺)

■ 施設の許可基準への対応状況（解体業）

保管施設（使用済自動車及び解体自動車）	
<p>許可基準 （規則第57条第1号のイ関係） 〔概要〕</p>	<p>解体作業場以外の場所で使用済自動車または解体自動車を保管する場合、みだりに人が入るのを防止することができる囲いが当該場所に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること</p>
<p>具体的対策</p>	<p>保管する場所を設ける場合に記入してください（保管せずに直ちに解体する場合は不要です）。</p> <p>（記入例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○囲いの設置 施設配置図のとおり。 材質：万能鋼板 柵の高さ：3 m ○範囲の明確化 床面にラインを敷設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所（解体前） 面積・高さ・台数 ○○㎡、○○m、○○台 ・保管場所（解体後） 面積・高さ・台数 ○○㎡、○○m、○○台 <hr/> <p>（解 説）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">解体作業場と同一敷地内の場合</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">解体作業場と別の敷地の場合</p>  </div> </div> <p>※事業所全体を囲むフェンス等があれば、保管場所の範囲を更に囲う必要はありません。</p>
<p>適否（*）</p>	

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

*：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

■ 施設の許可基準への対応状況（解体業）

保管施設（廃油、廃液が漏出するおそれがある使用済自動車）

<p>許可基準 (規則第57条第1号の口関係) 〔概要〕</p>	<p>解体作業場以外の場所で廃油、廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること、その他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(2) 廃油の事業所からの流出防止のため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。</p>
<p>具体的対策</p>	<p>廃油が漏洩する恐れのある車を保管する場合に記入してください。</p> <p>(記入例)</p> <p>○ 配置 施設配置図のとおり</p> <p>(1) 床面 厚さ〇〇cmの鉄筋コンクリート舗装</p> <p>(2) 油水分離装置及びこれに接続している排水溝</p> <p>①油水分離装置等の位置 施設配置図に記載のとおり</p> <p>②油水分離装置の仕様 別添カタログのとおり（カタログを添付してください）※</p> <hr/> <p>(解 説)</p> <p>廃油の漏洩するおそれのある使用済自動車を保管する場合はその場所を共通様式5の施設配置図に明記してください。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリートの厚さは原則として15cm以上とします。 鉄筋コンクリートに出来ない場合はそれに代わる構造としてください。 例：厚さ〇〇cmの無筋コンクリートの上に厚さ〇〇mmの鉄板を敷く</p> <p>(2) ・カタログがない場合、同等製品のカタログ又は構造図を作成。 ・屋根がない場合は、雨水も処理の対象とする（解体作業場3／3参照） ・廃油の漏洩が発生しないことが確実である場合に限り、分離槽等を省略できます。その場合、標準作業書で作業工程が明記されていること、事業実績等から漏洩させないことが確実であることが必要です。</p>
<p>適否（*）</p>	

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

*：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

■ 施設の許可基準への対応状況（解体業）

燃 料 抜 取 場 所	
<p>許可基準 (規則第57条第1号のハ関係)</p> <p>〔概要〕</p>	<p>解体作業場以外の場所で廃油（自動車の燃料に限る。）を回収する場合、当該場所が次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること、その他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。</p>
<p>具体的対策</p>	<p>※ <u>解体作業場以外の場所で燃料を抜取る場合</u>に記入してください。</p> <p>(記入例)</p> <p>(1) 床面 厚さ〇〇cmの鉄筋コンクリート舗装</p> <p>(2) ためます 配 置 : 施設配置図のとおり 仕 様 : 内容量 〇〇リットル</p> <hr/> <p>(解 説)</p> <p>(1) 床面 保管施設に同じ</p> <p>(2) ためます ためますに代わり以下の対応も可能。 ・ためますと同等以上の装置が設置されていること（例：油水分離装置）。 ・ためますの設置が必要ない作業手順であること（標準作業書に明記すること）。</p>
<p>適否（*）</p>	

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

*：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

■ 施設の許可基準への対応状況（解体業）

解体作業場（1／3）	
<p>許可基準 （規則第57条第1号のニ関係） 〔概要〕</p>	<p>次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。</p> <p>(1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。）及び廃液を回収できる装置を有すること。</p> <p>(2) 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること、その他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>具体的対策</p>	<p>（記入例）</p> <p>(1) 廃油・廃液回収装置 別添 カタログのとおり</p> <p>(2) 床面 厚さ〇〇mmの鉄筋コンクリート舗装</p> <hr/> <p>（解説）</p> <p>(1) 廃油廃液回収装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カタログがない場合は、同等製品のカタログもしくは構造図を作成すること ・ 装置を用いず、手作業で回収する場合は、その作業手順を標準作業書に明記すること。 <p>例：車両下部に受け皿を用意し、ドレーンボルトをはずした際飛散しないように注意する。飛散した場合、廃油、廃液を回収した後、洗剤等を散布した後に拭き取る。</p> <p>(2) 床面 保管施設に同じ。</p>
<p>適否（*）</p>	

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

*：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

■ 施設の許可基準への対応状況（解体業）

解体作業場（2／3）	
許可基準 (規則第57条第1号のニ関係) 〔概要〕	次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。 (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続する排水溝が設けられていること。
具体的対策	<p>(記入例)</p> <p>(3) 油水分離装置及びこれに接続している排水溝</p> <p>① 油水分離装置、排水溝の位置 施設配置図のとおり</p> <p>② 油水分離装置仕様 容積：Vm³ ※1 槽数：3槽 別添カタログのとおり ※2</p> <hr/> <p>(解 説)</p> <p>※1 こぼれた廃油を回収するのに十分な容量であり、かつ場内から排出される汚水を処理するのに十分な容量とする。</p> <p>※2 カタログがない場合は、構造図を作成すること</p> <p>以下のことが確実である場合のみ、油水分離装置等を省略できる。 解体作業場の構造上廃油が流出するおそれがなく、かつ、廃油の流出を防止するために必要な措置をとることが標準作業書に明記されていること。</p> <p>■構造 (例) 屋根及び壁等が設けられ、横殴りの雨も侵入を防止でき、かつ、周囲から解体作業場に水が流れ込まない構造となっている。 ※防油堤の設置の場合は図面を添付すること。</p> <p>■標準作業書(例)</p> <p>①解体作業場の清掃に水を用いない。 ②解体作業前に、廃油、廃液の抜取りを完了させる。 ③作業中廃液の流出が発生した場合、施設外に流出する前に、布等で速やかに拭き取る。</p> <p>なお、事業の実績等から、それらの措置が適切に行われ、廃油の漏洩のおそれがないことが確実であること。</p> <p>■その他 油水分離装置に代わる施設が設けられていること (例：ためます)</p>
適否（*）	

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

*：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

■ 施設の許可基準への対応状況（解体業）

解体作業場（3／3）									
<p>許可基準 (規則第57条第1号の二関係) 〔概要〕</p>	<p>次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。</p> <p>(4)雨水等による廃油、廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。</p>								
<p>具体的対策</p>	<p>(記入例)</p> <p>(4) 屋根</p> <p>①屋根の位置 施設配置図のとおり</p> <p>②建屋の構造 別紙 立面図のとおり (図面を添付)</p> <p> 構造 : 軽量鉄骨構造</p> <p> 屋 根 : スレート葺き</p> <p> 壁 : ALCパネル</p> <p> 基 礎 : 鉄筋コンクリート基礎</p> <hr/> <p>(解 説)</p> <p>解体作業場等廃油の流出のおそれのある場所は屋根を設置することを原則とする。やむを得ず屋根が設置できない場合、流出する雨水を全て油水分離装置で処理することが必要となる(この場合にはかなり大きな容量が必要となる。)</p> <p>『構内舗装・排水設計基準』(国土交通省営繕部監修)等を参考。</p> <p>① 構造は、4槽以上とする</p> <p>② 必要容量は雨水流出の2時間分以上を貯留できるものとする。</p> $I = 5000 / (t + 40) \quad [\text{mm/h}] \quad t = 120$ $Q = C \times I \times A / (3.6 \times 10^6) \quad [\text{m}^3/\text{sec}] \quad C = 0.95$ $V = Q \times 60 \times 60 \times 2 \quad [\text{m}^3] \quad A : \text{集水面積}(\text{m}^2)$ <p>(I : 降雨強度は、時間50mm降雨(東京都下水道局)を参考にした)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>集水面積 A (m²)</td> <td>25m²</td> <td>50m²</td> <td>100m²</td> </tr> <tr> <td>必要容量 V (m³)</td> <td>1.5m³</td> <td>3.0m³</td> <td>5.9m³</td> </tr> </table> <p>(例) 雨水の集水面積が62m²の場合、油水分離槽の必要量は、4槽の合計で3.7m³(3700リットル)となる。</p>	集水面積 A (m ²)	25m ²	50m ²	100m ²	必要容量 V (m ³)	1.5m ³	3.0m ³	5.9m ³
集水面積 A (m ²)	25m ²	50m ²	100m ²						
必要容量 V (m ³)	1.5m ³	3.0m ³	5.9m ³						
<p>適否 (*)</p>									

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

*：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

■ 施設の許可基準への対応状況（解体業）

保管施設（取外した部品）	
<p>許可基準 (規則第57条第1号のホ関係) 〔概要〕</p>	<p>解体作業場以外の場所で、使用済自動車、解体自動車から分離した部品のうち廃油、廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合、当該場所が次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること、その他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(2) 雨水等による廃油、廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。</p>
<p>具体的対策</p>	<p>※解体作業場以外の場所で廃油、廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合に記入してください。</p> <p>(記入例)</p> <p>(1) 床面 厚さ：〇〇cmの鉄筋コンクリート舗装</p> <p>(2) 屋根 ①屋根の位置 図示 ②屋根の構造・材質 (例) スレート ※ 横殴りの雨でも侵入を防ぐことが出来る構造であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>標準作業書に記載する場合</p> <p>廃油、廃液の漏出を防止する措置を講じることにより、上記(1)、(2)の措置に代える場合、その措置を標準作業書で明記すること。 (記入例) ①保管に先立ち部品の外部に付着した油分等を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる。 ②部品の直下に十分な量の布を敷き詰め適宜交換</p> </div>
<p>適否（*）</p>	

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

*：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。